

別表7 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 交付基準	3 対象経費	4 補助率
<p>介護職員の宿舎施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>	<p>当該施設を整備するために必要な経費。 ただし、介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)が33㎡までの部分とする。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>1/3</p>